

収集・整理・保存・活用ガイドライン（構成案）

構 成	主な内容
はじめに	作成趣旨(県及び市町村が震災関連資料の収集活用等を行う上でのガイドラインであること)など
1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状	
(1) 必要性	収集・整理・保存・活用の必要性
(2) 現状	書籍・紙、デジタルアーカイブ等の震災資料収集・活用等の現状
2 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の課題及び対応の方向性等	
(1) 課題	①収集・整理・保存・活用の目的の明確化 ②震災津波関連資料データの共有化 ③震災津波伝承施設の設置
(2) 対応の方向性	④資料に係る関係機関との連携 ⑤普及啓発 に係る課題及び対応の方向性 など
(3) 震災津波関連資料の範囲	震災資料の範囲と想定される震災資料のイメージ
3 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の体制	
(1) 県の体制	県の各部局・機関の役割
(2) 市町村の体制	市町村の各部局(課室)・機関の役割(例)
(3) 県と市町村の連携	県と市町村との役割分担、連携方策
4 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用プロセス	
(1) 全体の流れ	作業計画→所在調査→権利処理→収集→整理・分類→保存→活用の流れ など
(2) 作業計画	方針、方法、留意事項など
(3) 所在調査	同上
(4) 権利処理	処理すべき権利の種類、処理方法、提供方法、留意事項など
(5) 収集	方針、方法、留意事項など
(6) 整理・分類	同上
(7) 保存	同上
(8) 活用	同上
○ 資 料	
1 用語の説明	
2 収集・整理・保存・活用における Q&A	
3 関係するガイドライン	
4 先行事例(県内・県外)	
5 本ガイドライン作成までの経過	